

令和5年度 実施方針の策定の見通しについて

令和5年4月

松山市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、または、準じて、下表のとおり実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針の策定時期	担当課
松山市斎場再整備事業	【予定】 設計・建設： 3年間 維持管理・運営： 20年間	松山市斎場の設計・建設・維持管理・運営	松山市食場町乙11-9	【予定】 令和6年2月	保健所 生活衛生課 電話：089-911-1863